

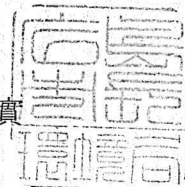
# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島市東区牛田新町二丁目4番23号

氏名 有限会社中津金属商会  
代表取締役 中津 太司  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第141条の2第4項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松井 一 實



許可の年月日 令和 2年 8月 7日

許可の有効期限 令和 7年 8月 6日

## 1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
	表面のおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所  
別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
H19. 6. 7	変更許可	H27. 7. 21	更新許可
H21. 6. 1	変更許可	R 2. 7. 17	更新許可
H22. 8. 17	更新許可	R 6. 8. 29	変更許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

6. 備考

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
<p>収集運搬 (積替・保管を含む) この欄以下余白</p>	<p>汚泥(含水率8.5%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>廃油 廃アルカリ 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち鉛蓄電池の電極、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、廃プリント配線板、廃容器包装、鉛製の管又は板、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。この欄以下余白</p>
<p>収集運搬 (積替・保管を含まない) 以下余白</p>	<p>汚泥(含水率8.5%以下のものに限り、判定基準に適合しないものを含まない。)</p> <p>廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず 鉛きり 鉛きり類 ばいじん(判定基準に適合しないものを含まない。)(これらのうち廃プリント配線板、廃容器包装、鉛蓄電池の電極、廃ブラウン管、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、鉛製の管又は板、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)。以下余白</p>

複写

複写